株主各位

東京都立川市曙町二丁目36番2号株式会社アルチザネットワークス代表取締役社長 床 次 隆 志

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたします ので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印の上、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 平成15年10月30日(木曜日)午前10時

2.場 所 東京都立川市・町二丁目40番15号 パレスホテル立川 4階 ローズルーム

(末尾記載の会場ご案内図をご参照下さい。)

3.会議の目的事項

報告事項 第13期(平成14年8月1日から平成15年7月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第13期利益処分案承認の件

第2号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」 (19頁) に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役3名選任の件

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」 (20頁から22頁まで)に記載のとおりであります。

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

[平成14年8月1日から] 平成15年7月31日まで]

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

国内の通信業界の動向につきましては、引き続き、ADSLサービスが拡大し、 併せてIP電話サービスも新規参入する事業者が相次ぐなか、順調に加入者を 獲得している状況でありますが、国内景気の先行き不透明感に加え、通信機 器業界におけるデフレ化も継続している模様と思われます。

一方、海外の通信業界の動向につきましては、北米・欧州地域の通信事業者、通信機器メーカのリストラクチャリングが一服し、財務状況は回復基調にあるなか、アジア地域、特に中国の市場成長は継続している模様と思われます。

第3世代移動体通信サービスにつきましては、国内において、株式会社NTTドコモが『FOMA』のサービスを展開しており、着実に加入者を獲得している状況です。他方、欧州においては、英国ハチソン3G社による商業サービスが開始されましたが、欧州地域全域での本格的な普及には、なお時間を要する状況と思われます。

このような状況のなか、当社では、以下の営業、マーケティングおよび研究開発活動を行いました。

- ①国内の第3世代移動体通信向けテストシステムの継続的なバージョン・ アップ開発および販売
- ②欧州、中国等の海外市場における第3世代移動体通信向けの市場開拓
- ③国内IP電話向けテストシステムの新製品開発および販売
- ④次世代IPネットワークに対応した新製品開発およびマーケティング活動
- ⑤エンタープライズ市場をターゲットとした新製品開発およびマーケティング活動

以上の経営施策の結果、プロトコル・テスト・ソリューション事業の売上 実績は、以下のとおりとなりました。

ATMシグナリングは、株式会社NTTドコモの『FOMA』に関わるプロジェクトが継続し、一定の売上実績をあげることができましたが、大型交換機向けの試験プロジェクトが一巡したため、国内売上は前期比で減少しました。併せて、海外における販売が計画未達となったため、ATMシグナリングの国内外

合計の売上高は、902,660千円(前期比45.6%減)と大幅な減収になりました。TDMシグナリングは、IP電話事業への新規参入者増加に伴い、売上も順調に推移し、341,518千円(前期比25.0%増)と増収になりましたが、IPテスト71,409千円(前期比46.5%減)は、新製品の開発遅延による影響から低調な結果となり、その結果、プロトコル・テスト・ソリューション事業全体の売上高は1,315,589千円(前期比36.3%減)と大幅な減収となりました。

ネットワーク・マネジメント・ソリューション事業の売上実績は、設備投資抑制の影響から移動体通信事業者向けソリューションの伸び悩みとともに、新製品の開発遅延による影響から、売上高109,566千円(前期比30.2%減)と減収となりました。

以上の結果、当期の業績は、売上高は1,425,156千円(前期比35.9%減)と大幅な減収となり、固定費削減に努めたものの、経常利益は48,172千円(前期比91.9%減)、当期純利益は22,177千円(前期比93.5%減)と大幅な減益となりました。

事業別売上高

事業別	製品セグメント別	金額	構成比	前期比
	ATMシグナリング	902,660千円	63.3%	△45.6%
プロトコル・テスト・	TDMシグナリング	341, 518	24. 0	25. 0
ソリューション事業	IPテ スト	71, 409	5. 0	△46. 5
	小計	1, 315, 589	92. 3	△36. 3
ネットワーク・マネジメ	ント・ソリューション事業	109, 566	7. 7	△30. 2
î		1, 425, 156	100.0	△35. 9

(2) 設備投資の状況

当期におきましては、製品開発の円滑な推進、研究開発環境の整備および 人員の増強に伴い、開発用計測機器等に関して、総額101,997千円の設備投 資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期中、特記すべき資金調達はありません。

(4) 会社が対処すべき課題

国内通信サービスおよび通信機器関連市場は、中長期的には拡大していく ことが期待されますが、短期的には国内景気の不透明感に加え、通信事業者、 通信機器メーカの設備投資、研究開発投資の抑制、通信機器の全般的な価格 下落傾向が継続することが見込まれます。

次期に関しましては、上記の事業環境を前提に、更なる成長を目指していくため、以下の経営上の課題に取り組んでまいります。

① 海外事業の展開

株式会社NTTドコモの『FOMA』で実績がある当社の第3世代移動体通信向けテストシステムを、従来から取り組んでいる欧州に加え、アジア市場にも本格的に展開すべく準備を進めてまいります。

② 新製品の市場投入

前期より開発を進めておりましたIPテスト分野の新製品『ANPro(呼称エーエヌプロ)』シリーズ、およびネットワーク・マネジメント分野の新製品『XON(呼称 ゾーン)』を次期より本格的に市場投入いたします。新製品『ANPro』は、ブロードバンド通信に欠かせない超高速IP通信に対するプロトコル・テストをターゲットにしており、通信事業者、通信機器メーカが顧客となります。また、新製品『XON』は、新しいコンセプトのネットワークマネジメント製品であり、一般の法人が顧客となります。

③ ビジネスユニット制の浸透、採算意識向上のための施策

前期より開始されたビジネスユニット制を一層浸透させ、新人事制度、インセンティブ・プランの導入とともに、採算意識の高い組織作りを行い、よりスピード感のある経営を目指してまいります。

(5) 営業成績および財産の状況の推移

区分	期別	第10期 (平成12年7月期)	第11期 (平成13年7月期)	第12期 (平成14年7月期)	第13期(当期) (平成15年7月期)
売上高	(千円)	1, 772, 796	2, 872, 158	2, 222, 601	1, 425, 156
経常利益	(千円)	448, 602	1, 161, 499	594, 899	48, 172
当期純利益	(千円)	204, 466	605, 830	340, 054	22, 177
1株当たり当期純利益	(円)	155, 082. 93	74, 651. 71	3, 556. 32	233. 69
総資産	(千円)	2, 062, 671	4, 823, 303	4, 581, 839	4, 416, 857
純資産	(千円)	894, 997	3, 942, 077	4, 282, 132	4, 204, 025
1株当たり純資産	(円)	222, 028. 68	412, 265. 00	44, 782. 82	44, 868. 78

- (注) 1. 平成13年5月1日をもって資本準備金の一部106,175千円を資本に組入れ、 額面普通株式1株を2株に分割しておりますが、第11期の1株当たり当期 純利益は、株式分割が期首に行われたものとみなして算出しております。
 - 2. 平成14年3月20日をもって普通株式1株を10株に分割しておりますが、第 12期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとみなし て算出しております。
 - 3. 第12期までの1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 4. 第12期までの1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
 - 5. 第13期(当期)から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 - 6. 会社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の 規定による監査を第12期から受けることとなったので、第11期以前の会計 に関する部分は、当該監査を受けていない計算書類に基づき記載されてお ります。

2.会社の概況(平成15年7月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は、通信サービスの実現に不可欠なプロトコルの試験、検証を行う通信計測機を開発し、通信事業者、通信機器メーカおよびネットワーク・インテグレータ等に提供することで、通信インフラの迅速な開発、導入、保守、運用の全ての段階を側面から支援する事業を展開しております。

(2) 主要な営業所等

本 社 東京都立川市・町二丁目36番2号 西日本営業所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目4番63号

(3) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
73名	7名減	31.3歳	4.0年

(注) 従業員には、臨時従業員は含んでおりません。

(4) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 380,000株② 発行済株式の総数 95,620株

③ 株主数 3,882名

④ 大株主 (上位10名)

Mr. N. Ja	当社への	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
株主名	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率	
床次隆志	25, 380株	27. 12%	-株	-%	
有限会社エス・エイチ・マネジメント	8,000	8. 55	_	_	
竹内秀明	5, 900	6. 30	_	_	
大辻 尚	5, 900	6. 30	_	_	
嶋田修一	5, 400	5. 77	_	_	
髙橋玄太	1, 782	1. 90	_	_	
アルチザネットワークス従業員持株会	1, 256	1. 34	_	_	
床次直之	1, 100	1. 17	_	_	
ダイヤモンドキャピタル株式会社	1, 010	1.07	_	_	
ピクテ アンド シエ	989	1.05	_	_	

- (注) 1. 当期より持株比率を議決権比率に変更して記載しております。
 - 2. 自己株式を1,924株保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式

普通株式

1,924株

取得価額の総額

100,284千円

② 処分株式

該当事項はありません。

- ③ 失効手続きをした株式 該当事項はありません。
- ④ 決算期における保有株式

普通株式

1,924株

(6) 企業結合の状況

該当する事実はありません。

(7) 主要な借入先

借入先	借入残高	借入先の当社への出資状況		
18八元	旧八次同	持株数	議決権比率	
株式会社東京三菱銀行	21,000千円	- 株	- %	
株式会社みずほ銀行	21,000	_	_	
商工組合中央金庫	10, 000	_	_	
日本政策投資銀行	15, 000	_	_	

(8) 取締役および監査役

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	床次隆志	
取締役	竹内秀明	品質管理・購買本部長
取締役	髙橋玄太	管理本部長
常勤監査役	関 與 市	
監査役	髙橋文郎	中央大学経済学部教授
監査役	國 吉 良 治	株式会社インフォーエス顧問

- (注) 1. 監査役 3 名は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。
 - 2. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
常務取締役	坂 本 治 久	平成15年4月9日
取締役	小 圷 一 久	平成14年10月30日
監査役	三 枝 匡	平成14年10月30日

3.決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成15年9月11日開催の取締役会にて、当社従業員63名に対して、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、本件は、平成14年10月30日開催の当社第12期定時株主総会において承認されております。

株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権の状況 平成15年9月18日発行の新株予約権(ストックオプション)

- 1. 発行した新株予約権の数 1,000個(新株予約権1個につき普通株式1株)
- 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式1,000株
- 3. 新株予約権の発行価額 無償
- 4. 権利行使時の払込金額 1株当たり102,905円 (新株予約権1個につき102,905円)
- 5. 新株予約権の行使期間 平成16年11月1日から平成18年10月31日まで
- 6. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の 関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただ し、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了 により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、 この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (3) その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- 7. 新株予約権の消却事由および条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - (2) 新株予約権者が上記 6. (1) に規定する条件に該当しなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- 8. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 9. 新株予約権の有利な条件の内容 新株予約権を当社の従業員に無償で発行した。
- 10. 割当を受けた者の氏名、新株予約権の数当社の従業員(上位11名)

氏			名	新株予約権の個数
古	沢	弘	史	37
田	中	孝	幸	37
和	田	正	樹	37
清	水	政	人	37
床	次	直	之	29
山	Ш		毅	26
澤	田	正	浩	26
藤	Щ	和	憲	25
西	Щ		基	25
水	谷		敦	24
西	村	禎	志	24

⁽注) この営業報告書に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示して おります。

貸借対照表

(平成15年7月31日現在)

(単位:千円)

'/P + + 0	. ÷п	<i>2</i> /= 0	(単位:十円)
資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金 額
流動資産	4,029,496	流動負債	197,831
現金及び預金 受 取 手 形	3, 351, 469 551	買 掛 金	96, 214
売 掛 金	337, 582	短期借入金	52,000
製品及び商品 原 材 料	186, 352 38, 153	未 払 金	7, 401
仕 掛 品	58, 299	未払費用	18, 984
貯 蔵 品 前 払 費 用	876 5, 366	預り金	2, 901
繰延税金資産 の 他	5, 641	賞 与 引 当 金	20, 329
そ の 他 貸 倒 引 当 金	$45,542$ \triangle 340	固定負債	15,000
固 定 資 産 有形固定資産	387,361 196,268	長期借入金	15, 000
建物	10, 909	負 債 合 計	212,831
車 両 運 搬 具	165	모 병 다 미	212,001
工具器具備品	185, 192	資 本 の	部
無形固定資産 ソフトウェア	35,636 34,567	資 本 金	1,359,350
電話加入権	1, 069	資本剰余金	1,497,450
投資その他の資産 出 資 金	155,456 10	資 本 準 備 金	1, 497, 450
更 生 債 権 等	5, 225	利益剰余金	1,447,510
長期前払費用繰延税金資産	7, 770 102, 582	当期未処分利益	1, 447, 510
敷 金 保 証 金	37, 516	自己株式	100,284
そ の 他 貸 倒 引 当 金	$7,577$ \triangle 5,225	資 本 合 計	4,204,025
資 産 合 計	4,416,857	負債及び資本合計	4,416,857

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

【平成14年8月1日から】 平成15年7月31日まで】

(単位:千円)

		科目	金	額
		営業 収益		1,425,156
	営	売 上 高	1, 425, 156	
	業損	営 業 費 用		1,384,687
	営業損益の部	売 上 原 価	639, 586	
	部	販売費及び一般管理費	745, 100	
経		営 業 利 益		40,468
経常損益の部		営業外収益		9,705
益の	兴	受取利息及び配当金	221	
部	業	雑 収 入	9, 484	
	営業外損益の部	営業 外費 用		2,002
	曲の部	支 払 利 息	818	
	ПÞ	支 払 手 数 料	967	
		雑 損 失	217	
		経 常 利 益		48,172
特		特 別 利 益		1,623
特別損益の部		貸倒引当金戻入益	1, 623	
益の		特 別 損 失		1,578
部		固定資産除却損	1, 578	
	税	引 前 当 期 純 利 益		48,216
	法	人税、住民税及び事業税	57, 000	
	法	人 税 等 調 整 額	△ 30, 961	26, 038
	当	期 純 利 益		22,177
	前	期 繰 越 利 益		1, 425, 332
	当	期 未 処 分 利 益		1,447,510

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品および商品 移動平均法による原価法を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法を採用しております。

原材料

主要原材料 移動平均法による原価法を採用しております。

補助原材料 最終仕入原価法を採用しております。 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~15年

車両運搬具 6年

工具器具備品 4年~6年

無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分) 社内における見込利用可能期間(5年)に基づ

く定額法を採用しております。

長期前払費用 期限内において均等償却しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権

については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を勘案

し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額

の当期負担額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が 平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準 によっております。これによる当期の損益に与える影響はありません。なお、当期 より改正後の「商法施行規則」に基づいて計算書類等を作成しております。

(8) 1株当たり情報

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株 当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号) が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることに なったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっております。これによ る影響はありません。

2. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

285,892千円

(2) 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用する重要な固定資産と して、OA機器等があります。

3. 損益計算書注記

(1) 1株当たり当期純利益

233円69銭

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益

22,177千円

普通株式に帰属しない金額

一千円

普通株式に係る当期純利益

22,177千円

期中平均株式数

普通株式 94,902株

4.税効果会計注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 貸倒引当金

659千円

ソフトウェア開発費

101,533千円

賞与引当金

7,020千円

未払社会保険料

1,032千円

その他

391千円 110,637千円

合計 繰延税金負債

未収事業税

△ 2,413千円 △ 2,413千円

合計 繰延税金資産の純額

108,223千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定美効柷 率	42.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.0%
住民税均等割	7.8%
その他	△ 0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.0%

(3) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成16年8月1日以降解消が見込まれるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前期の42.1%から40.5%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,929千円減少し、当期費用計上された法人税等の金額が同額増加しております。

利益処分案

(単位:円)

	科				目		金	額
当	期	未	処	分	利	益		1,447,510,219
これ	を次の	とおり	処分	いたし	ます。			
次	期	繰	į	戉	利	益		1,447,510,219

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成15年9月11日

株式会社アルチザネットワークス 取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 松野 雄一郎 (EIJ) 関与社員

関与社員 公認会計士 水上 亮比呂 (EII)

「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 2条の規定に基づき、株式会社アルチザネットワークスの平成14年8月1日 から平成15年7月31日までの第13期営業年度の計算書類、すなわち、 照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分 案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。) について監査を行った。 なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社の会計帳 簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細

書に対する意見を表明することにある。 ただし、会社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」 第2条の規定による監査を第12期から受けることとなったので、営業報告書 に記載されている事項のうち第11期以前の会計に関する部分は、当該監査を 受けていない計算書類に基づき記載されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細 書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその 適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計 算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益
- の状況を正しく示しているものと認める。 (2) 営業の出書のうち第12期以後の会計に関する部分は、法令及び定款に従 い会社の状況を正しく示しているものと認める。 (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。) について、商法の規定により 指摘すべき事項はない。

なお、営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又 は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記 載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成14年8月1日から平成15年7月31日までの第13期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査致しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると 認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項 は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が 行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取 得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

上記各項目は監査役3名一致の意見であります。

平成15年9月16日

株式会社アルチザネットワークス

 監査役(常勤)
 関 與 市 ®

 監 査 役 髙 橋 文 郎 ®

 監 査 役 國 吉 良 治 ®

(注)監査役3名は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1.総株主の議決権の数

93,557個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第13期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、前記添付書類(16頁)に記載のとおりであります。利益配当金につきましては、積極的な事業展開に備えるため、内部留保の充実を図りたく、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 自己株式取得の件

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式4,000株、取得価額の総額6億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役床次隆志、竹内秀明の2名は任期満了となります。つきましては、再任2名と経営体制の強化を図るため新任1名の計3名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴および他の会社の代表状況		所有する 当 社 の 株 式 数
1	床 次 隆 志 (昭和35年8月24日生)	昭和59年4月 昭和62年8月 平成2年12月	日本ラヂエーター株式会社 (現 カルソニックカンセイ 株式会社)入社 テケレック株式会社(現 キャタプルトコミュニケー ションズ株式会社)入社 当社設立 代表取締役社長(現任)	25, 380株
2	竹 内 秀 明 (昭和34年11月15日生)		日本発条株式会社入社 当社設立 取締役(現任) 当社品質管理・購買本部長 (現任)	5,900株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況		所有する 当 社 式 数
3	嶋 田 修 一 (昭和34年10月12日生)		ター (現 株式会社エヌジェーケー)入社 テケレック株式会社 (現キャタプルトコミュニケーションズ株式会社)入社 日本電気通信システム株式会社入社 当社設立 取締役 当社取締役辞任	5, 400株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして、当社取締役および従業員に対し、新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

(新株予約権の要領)

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入するため。

2. 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

3. 新株予約権の目的たる株式の数

合計1,000株(新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数1株)を 上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができる。

4. 新株予約権の総数

合計1,000個 (新株予約権1個当たりの目的たる株式の数1株。ただし、3. に定める調整が行われる場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

5. 新株予約権の発行価額 無償で発行する。

6. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または新株予約権を発行する日における終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払 込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

調整後払込金額=調整前払込金額
$$imes$$
 $imes$ im

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

7. 新株予約権の行使期間

平成17年11月1日から平成19年10月31日までとする。

- 8. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の 関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、 当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により 退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限 りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (3) その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- 9. 新株予約権の消却事由および条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

- (2) 新株予約権者が上記8. (1) に規定する条件に該当しなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- 10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

以 上